

## 【入院時の食事代について】

入院したときの食事代は次の額を負担します。

### ●入院時食事代の標準負担額（1食あたり）

3割	現役並み所得者	460円 (指定難病患者：260円)	
1割	一般	460円 (指定難病患者：260円)	
	低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
		90日を超える入院（過去12ヶ月の入院日数）	160円（※）
	低所得Ⅰ	100円	

※ 低所得Ⅱに該当する方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けていた期間における入院日数の合計が過去12ヶ月で90日を超える場合、さらに食事代が減額されますので、役場健康保険課または各コミュニティセンター住民サービス室で長期入院該当の申請をしてください。